

一般財団法人徳島県観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人徳島県観光協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、徳島県の豊かな自然や、地域で育まれた固有の歴史文化など、恵まれた観光資源を活かし、観光宣伝紹介、観光客の誘致促進、国際観光の推進、コンベンションの誘致及び支援等を行うとともに、観光・交流施設や男女共同参画・交流施設の運営をも活かしながら、観光や、コンベンション事業の健全な発展と交流の創出によるにぎわいづくりを行い、もって地域経済の活性化と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光振興・交流事業の調査及び企画に関すること。
- (2) 観光客の誘致を促進するための事業の実施に関すること。
- (3) コンベンションの誘致及び支援等に関すること。
- (4) 観光関係団体、観光事業者との相互連携と受け入れ態勢の強化に関すること。
- (5) 地方公共団体等が実施する観光振興に関する施策への協力に関すること。
- (6) 旅行業法に基づく旅行業に関すること
- (7) 徳島県立産業観光交流センターの管理運営に関すること。
- (8) 徳島県立男女共同参画交流センターの管理運営に関すること。
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本協会の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、本協会の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分し

ようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の種別)

第6条 本協会の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

(事業年度)

第7条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本協会の事業計画書及び、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第10条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 本協会に、評議員10名以上15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、評議員の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条10号及び11号に準じ、次の要件を満たすこととする。

（1） 各評議員について当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

（2） 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1） 理事及び監事の選任又は解任
- （2） 理事及び監事の報酬等の額
- （3） 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- （4） 定款の変更
- （5） 残余財産の処分
- （6） 基本財産の処分又は除外の承認
- （7） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

（招集）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第19条 評議員会の議長は評議員会において互選する

（招集の通知）

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、書面をもって招集の通知を発しなければならない。

（決議）

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

（議事録）

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第6章 役員

（役員の設置）

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事

とし、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事会において選定する。

3 理事を選任する場合には各理事について当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものとする。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補充により選任された役員又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（役員解任）

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと

みなす。

（議事録）

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

（解散）

第38条 本協会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属等）

第39条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第40条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第10章 補則

（委任）

第41条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は清重 泰孝氏とする。
この法人の最初の業務執行理事は梶原 政明氏とする。

別表第 1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	徳島銀行 15,000 千円

附 則

- 1 この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。